

貞丈雜記

鳥目部  
鷹之部  
物枝部  
言語部

十五



ワ 3  
233  
14



鳥目新法



鳥目新法

金銀新世終兼入

伊勢平藏日記

- 一 珠のり珠目とも鶴目とも鶴眼とも云々ハ珠の形鶴と云々の目に似たる眼をまかこと云々目と同一なり
- 一 青銅と云々珠ハ銅を伴ふは其の成る所
- 一 珠を料豆とも要脚とも云々の銅のりハ何と云々料ハ物の代物ハ名之要ハ云々の物ハ何と云々魚ハ之は是ハ御と何と云々の珠ハ世ハ云々何と云々
- 一 是は何と云々依ハ料豆要脚とも云々也
- 一 各目とも云々文を云々と云々百文を十文と云々ハ珠食

未だ一院  
全下

又是より云々

此の書  
將軍の嘆  
書の名

將軍の嘆 上條お換入通言時家事には極み奢り  
おは欠りの中に大抵多く集免か念くしあしす

依し進玉中なる大抵求目りの子たれは培は  
進玉中なる大抵求目りの子たれは培は

遠玉より大抵引金多走りの大のけりにあつては  
大一定の代十文の代り十文の代り百文の代り  
銀は何文と云ふ是より始り

一 古六物の代り進物より同く用して大判少判少粒  
砂金とく金山とく金成堀り 白に石に花は

成石成子を記水に入ゆり砂成りする金は成撰  
一多之回記の砂金何あり六秤の量目之大銀書札秘傳  
抄金三平あり何し書札条々黄金五十支銀百あり  
其の子と付る何れは素金と道照五子と禁  
書極は多物と一かしの時には一腰砂金十あり  
同録に八個を勿論之南時砂金中れは黄金  
細しは同録に黄金と少銀調をきき是木の日記  
黄金又金子は今の大判少判の  
板金平金は成切るを物り成成を何ありと科の





右一版別拾是上六田是反存る同百文で役銭出之

一 室所取の日記曰

貞文云此室町日記、天明公ノ事、其彈丸の代、其文比、天明公以後ノ日記、三テラ記シテ其年カナノ事ナリ

一 中間虎の木綿二千疋買五佛取五疋三に上廿巾有

此後新島本も多之、今福足存を毎下七重の賣

買五巾は是も大なり、其の如木綿五巾を毎三疋賣

五疋は心取の如し

一 此局取を、虎切米拾石、もとい、巾巾取作

越川世比、兵庫の賣買を名目、之が下巾の巾取

多や新島本、巾巾取の如し

十二月二日

林甚五郎

岡村忠右衛門

佐佐木松女

辰尾五左衛門

右ハ天文九年、是、是、九百年福、其の、其價、

下、下、下、下、下、下、下、下、下、下、下、下、下、下、下、下、

米、米、米、米、米、米、米、米、米、米、米、米、米、米、米、米、

錦、錦、錦、錦、錦、錦、錦、錦、錦、錦、錦、錦、錦、錦、錦、錦、

左、左、左、左、左、左、左、左、左、左、左、左、左、左、左、左、

右、右、右、右、右、右、右、右、右、右、右、右、右、右、右、右、

一 残百文、廿六丁百、近代九十二文、百、百、百、百、百、百、百、百、百、百、



大進物の付河原者大城なるのより百疋をわけてハ老を文と  
 九疋をわけてハ五疋を文と之大疋ハ括弧ノ内に入る也ノ十  
 疋を疋といひ百疋を十疋といひ是大進物より出する  
 ことをりき

一南延又南庭と云物左濫の中不にて見えてりねハ三千  
 九千ほど有り按出ルは南ハ南濫の畧語なり南濫を  
 限るより延ノ字又庭ノ字ハ皆畧字を中字ハ概なり  
 概は法定ととも字ノ限を概のよりちのへる半限は南  
 概ともなり東濫卷ハ五唐階十端唐階後約程等百  
 十端南延三十唐畧十回卷廿九ハ卷約十疋南延

一被充布施物

同卷三十三回ニ文アリ其文ハ老約十疋  
 南延下アリ又卷廿三南延ニ  
 五ハ金堂也  
 進物ノシテ  
 少金堂一テ  
 羊クニテ少  
 カルモノ也  
 同ノ通用ルハハカリ金堂ノ限ハ概のよりちのへる半限は南  
 概ともなり東濫卷ハ五唐階十端唐階後約程等百  
 十端南延三十唐畧十回卷廿九ハ卷約十疋南延  
 通ズルハハカリ金堂ノ限ハ概のよりちのへる半限は南  
 概ともなり東濫卷ハ五唐階十端唐階後約程等百  
 十端南延三十唐畧十回卷廿九ハ卷約十疋南延

一各目歳正と云事ノ前に記スルハ或ハその付合邊大城集光

四茶院ノ延應  
 二年七月二十日  
 改元仁治元年  
 トナリ

延應二年庚子九月廿日癸ノ記文ニ云仁治人未  
 中任官ハ事不勤行役すハ依有其廷召を用途之由  
 今日有評定所謂左右馬分人毎一匹左右金馬耐分人  
 人到寺延左右進將監分人到寺延内倉人分人到寺延等不倍耳



行幸ホ有ハ為毎年役可進取キ

此文ハ鎌倉幕ノ所寄人  
林業ニ依リて位ヲヤリ受

ケナカラ鎌倉ノ位ホハ林業ノ所寄人ニ依リて位ヲヤリ受  
林業ノ位ホハ鎌倉ノ位ホハ林業ノ所寄人ニ依リて位ヲヤリ受  
林業ノ位ホハ鎌倉ノ位ホハ林業ノ所寄人ニ依リて位ヲヤリ受

古ハ金子少利小粒ホハ其ノ用途ノ

ト云ハ用御ト云ニ同シ多目ノモノ世所取子百匹三十匹ホ

の條リシ史意の年号ハ當時入道ノ位ニ依リハ七十年程ハ

是之を考ふる者ハ多目録及ヒ其ノハ當時の大ノ事ナ

起リし事ニハ何れホ夫ナリ心ホ夫ナリ心ホ夫ナリ心ホ夫ナリ

難澁の況大進御ナリ略々トシテ改正トすべシ

一 知リ何事ト云ハハ七トハ何事文トシテハナリ

也一永檢也文改百石ト云ハナリ考合也

### 知行何貫ト云事

紀素ノ銚録卷ノ一大名ノ身上ト云條武士ノ知行

幾十貫幾百貫ト云ハ田一坪ノ苗一把植ル事ニ

百坪ニ百把云是を百目ト云千坪ニ千把云是ヲ

一貫目ト云以積リテ大抵十貫ハ百石百貫ハ千石

ニ當レトモ上中下ノ地面ニヨリ一定ガ是是古法ナリ

天野信景カ塩尻ニ天正ノ石直ト云條

天正ノ石直ニ東玉ハ一貫九石西玉ハ一貫八石ト云但天

文ノ北ハ参州邊ノ今後一貫十石ナリヤ予ガ

光祿天野景天文十九年冬別大濱三斗  
貫文ノ朱地ヲ拜候し毎に其納徳五百石の地  
なり其後東海道ノ分限五斗百石の道一也甲  
州の石直一斗少く一斗に五石の時者もとて

今相州鎌倉東慶寺の御朱印百十二斗三  
百八十文より納徳收納倉五斗石程の納りし  
り是ヲ以テ考レ百十二斗三百八十文を五斗石程と  
云ハれ一斗四石程も南なりと

土佐儒臣谷丹内著述俗説贅辨續編卷下

### 知行百貫ノ辨

中古地方の知行を計るに百貫といふ教目あり今  
も仙臺よほその教名ありといふ所教ありといひ  
日志の人なり武家系家五撰入道平定村の下目録  
知二十八万七千貫當當氏知り百四十三万五千石是  
田五畝を二貫といふもの之又何人奥の人よゆ  
もはけりも古永永後十文も米四合八分はけり  
なり百文ハ四斗八合十貫ハ四斗八斗百貫ハ  
四十八石なり南の地ハ知り百貫といふも今の

知り百石と同一後世家より十石を為事  
く遺すに四ツ八分の免がしし二米四十八石を百石  
に名りし者乎八世古法なり

今按此に我友人古法を以て安し曰右と每  
後以非なり古佐玉帳多那中村郷中村八帳  
宮室藏一係家の古文書あり曰  
於中郷中村

八幡の新御寄進田之事

中ノ苗田  
一不きり  
有田の門  
之征森  
係立部

一不きり  
泉 (虫) (虫)

一七下五分  
藏松分

一不きり五分  
三石分

余り五分五分

永禄二年 起三月吉日 康政 (印)

右乃文書を按此に田子歩を一母とす今の  
三後三畝十歩之是後子文以一母とすりかし  
然其八百貫八田十萬歩今の法より三平

三所三股三枚十歩知州三首三斗三石三斗三石とす  
登し之く二斗三斗中七斗八斗人死

右俗流賢辨續編の初文也

相所彌倉松園東慶寺下

神君寺領所家所入馬書丸入也

奇色

松園

相撥玉十段郡彌倉内

八拾之也之拾文 二階堂

廿拾之八十文 土所門

之也或百四拾文 極楽寺内

右の貴親之奇附託海守也

可有五續書之仍也

天正十九年癸十一月日正二位源朝臣花押アリ

神君

秀忠公御代御朱印たる通

當寺願を撰國彈倉那の内

二階堂八十二卷六十文同十二所

内或拾卷六十文同極楽寺の内

六巻書四文部合合百拾卷三卷八十文

子任を天正十九年

十月定判し分派不可有を撰し状并

元和三年二月廿八日御朱印

松園

御代々し御朱印は文之何れも右に録之前より右  
巻々田十万余今の法より三三三所三段三畝十  
知り三三三三三三三三三三三三三三三三三三三  
百十三巻三三三三三三三三三三三三三三三三三三  
三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三

書翰之部

一 書をばうりやうハ武家の左官より何所公家より出  
 るもの武家の書翰のより知れりといひこれをもて耻ハ  
 何れも由田記より一書札難くすおまゝお別書翰の  
 道ハ左官内より中より中より武士ハ人によりりく書  
 翰名取もどしく書を伝へりや有る武家の書翰  
 免しよせりんとやても又架子法かぶれしややてそく  
 するやれり由り書翰ハ公家の物よりハ但南時より書翰より  
 する未練の事也さて禁書の内書を六古ハ持の院より何  
 いりやとれりともや今日公家も持の院より書翰

*(Faint bleed-through text from the reverse side of the page)*

河内守之妻の故実紙を家にけけつて見し  
なり

- 一 貞づく妻ハ男名ハツツト女名ハ大なる物之妻、其女ハ
- 一 足齋ハ男也亦齋ハ足齋の女之男名ハ小サキカ
- 一 小ト云女名ハ大ナカ也、この事ハ見し事也
- 一 白齋ハ日本ハカハ朝鮮王ト云、後ハ齋雁物ト云
- 一 足齋ハ其妻ハ其女也、齋ハ大の王の女之次子ト云
- 一 多の事ハ其妻ハ其女也、齋ハ大の王の女之次子ト云
- 一 雀誠ハ其妻ハ其女也、齋ハ大の王の女之次子ト云

- 多の事ハ其妻ハ其女也、齋ハ大の王の女之次子ト云
- 一 足齋ハ其妻ハ其女也、齋ハ大の王の女之次子ト云
  - 一 小ト云女名ハ大ナカ也、この事ハ見し事也
  - 一 白齋ハ日本ハカハ朝鮮王ト云、後ハ齋雁物ト云
  - 一 足齋ハ其妻ハ其女也、齋ハ大の王の女之次子ト云
  - 一 多の事ハ其妻ハ其女也、齋ハ大の王の女之次子ト云
  - 一 足齋ハ其妻ハ其女也、齋ハ大の王の女之次子ト云
  - 一 小ト云女名ハ大ナカ也、この事ハ見し事也
  - 一 白齋ハ日本ハカハ朝鮮王ト云、後ハ齋雁物ト云
  - 一 足齋ハ其妻ハ其女也、齋ハ大の王の女之次子ト云
  - 一 多の事ハ其妻ハ其女也、齋ハ大の王の女之次子ト云









金之座を四つ裏に二十汁波を走ししりし

一 宿の<sup>コノクロ</sup>併感の<sup>併感</sup>竹<sup>竹</sup>の<sup>竹</sup>緒の<sup>緒</sup>後<sup>後</sup>移<sup>移</sup>する<sup>する</sup>も<sup>も</sup>頭

出<sup>出</sup>足<sup>足</sup>る<sup>る</sup>宿<sup>宿</sup>の<sup>の</sup>ふ<sup>ふ</sup>び<sup>び</sup>と<sup>と</sup>六<sup>六</sup>の<sup>の</sup>松<sup>松</sup>の<sup>の</sup>緒<sup>緒</sup>の<sup>の</sup>端<sup>端</sup>二<sup>二</sup>

宿<sup>宿</sup>の<sup>の</sup>ふ<sup>ふ</sup>び<sup>び</sup>と<sup>と</sup>六<sup>六</sup>の<sup>の</sup>松<sup>松</sup>の<sup>の</sup>緒<sup>緒</sup>の<sup>の</sup>端<sup>端</sup>二<sup>二</sup>

宿<sup>宿</sup>の<sup>の</sup>ふ<sup>ふ</sup>び<sup>び</sup>と<sup>と</sup>六<sup>六</sup>の<sup>の</sup>松<sup>松</sup>の<sup>の</sup>緒<sup>緒</sup>の<sup>の</sup>端<sup>端</sup>二<sup>二</sup>

宿<sup>宿</sup>の<sup>の</sup>ふ<sup>ふ</sup>び<sup>び</sup>と<sup>と</sup>六<sup>六</sup>の<sup>の</sup>松<sup>松</sup>の<sup>の</sup>緒<sup>緒</sup>の<sup>の</sup>端<sup>端</sup>二<sup>二</sup>

一 宿ハ一羽二羽といふ一連二連と宿大ハ一足定

といふ一牙二牙といふ

一 禁野と云何内玉交り禁野と云何天子

中野の地よの正統の殺生を禁制せしむ禁野

と定古権言親王世に相しむ今この三三の

雑子成りしれりして禁野と云今ハその里

一 禁野といふなり

一 宿はみどりなるもさきやそりみどりといふ宿の右に

をさきせは宿のたをみどりハ宿成左の手に在る

く秋月の方其もる方なる也一牙ありとそをさき

ハをさきせは宿のたをみどりハ宿成左の手に在る

たのるのたをみどりハ宿成左の手に在る

又のト云音ハ十も夕も向る也

記云



一 齋の赤板のりす 坊板の各段うち板とせし齋のめん  
 むらちり唱る歌之りなる板なるに有り うち板とせし  
 之形丸くしりしき有り けり 思唯也なり

赤板のり

諸キ  
板

- 一 縁言サナナ
- 一 長計八寸五分
- 一 横三寸五分
- 但し縁言〜内

赤板のり

年同

- 一 縁言サナナ
- 一 長計八寸五分
- 一 横三寸五分
- 但し縁言〜内

一 齋或法元後元時齋 居る節もしてきりん政あり  
 るけり 其時ハ板とす 寸と之兼而用とをて板

あきこハ齋をひらきし齋居る下に 呈之り 法元後  
 るをたり 齋久しく 座敷居るけり 其時ハ右の覚悟  
 何なり

一 齋のせき法あり 棟政敷齋 三首首款の厚しき  
 法とハハ齋法所なく 法之又き齋のせき法法巻る  
 是より齋法付とさし 然らば 大徳のりし 大徳齋の  
 何し 葺政のりし 法之に海し ちちり けり 何し 何し  
 とも 大徳法用之 大徳の一名せき 法とす

一 別是のり 齋のりも 法別是とて 通儀 齋のり  
 系 不 齋のりも 法別是とて 通儀 齋のり  
 カタニ 何なり

一 今早三河より進み合戦に備はりし所け  
り化る之を待たしをたふし一 彼化多武と云けり  
と化る之を待たしをたふし一 荒瀬の如しをせ  
里うかハ待たしに合戦ハ安し一 用し雑子の足  
臥別是と云ふはす子 林野の雑子より 起り南  
時何あがら足三三を名せしは雑子の足ハ限り今に  
別是と云ふはす子 林野の雑子ハ 河内玉文野ハ林野  
より所何の 天子の信り後地なり 此の雑子ハ雑子  
のも臥別是と名せしは 貴教出るる子 左軍之  
一 軍陣より起り 架以法事 由流る 秘訣 改撰

云款の方向へ可法柱なり 雲上冠本以法繩以一重  
うろく法一 架衣も 款の方向へ可法柱なり 雲上冠本以法繩以一重  
はる向くの 架衣も 常 仙條の法以法柱なり  
可法衣有格り可法衣相降以 架衣のうろく一  
可法衣有格り可法衣相降以 架衣のうろく一  
一 架送の法に架以法事 同書云 本本より本本の  
方へ本本の方向へ可法柱なり 架衣も 常 仙條の法以法柱なり  
云けり 今早の軍陣の架の法事 同 一 架衣も 常 仙條の法以法柱なり  
也向より可法柱なり 本本向方成り 火原の右に法一  
一 軍陣も可法柱なり 同書云 仙條の法以法柱なり 日法以法事

す一万に三切をあらわす

一 軍陣の巻鶴を雀標のより同書之巻は但上下より竹の切長カを二刀に切之

一 奉神鶴のより同書之奉神鶴にハ志を以ちて之を  
く陰の付く之をくのとす角鶴ハ一寸八分より三  
四寸に切之ち長極より二寸中三寸末二寸極  
少長を以て上七寸ちむし一 陰の付く之を以て  
初長より一 尺鶴より付る之をハ長二寸八分三  
四寸に切之ち長九寸之と二寸中に一寸末二寸三  
ちむし一 陰の付く之を

お救の部

一 後儀より七五三の教紙用々の一三五七九紙陽教とよ  
天地の乃の氣  
のれひる氣  
紙陽よりか  
まる紙紙陰  
とよひる  
出は紙紙  
陽とよひる  
とよひる紙陰  
とよ

陽氣のさかんなる紙紙より用々の初ハ一 終ハ

一 神道よりハの教をくく教をき候とあるより一 十とハ  
内初の一 終の十紙控く紙紙教ハ之始より終  
はく候りな多むなり 八万五八千八





らた一尺以上の魚の大なりは一尺二寸とし、又此等書に又此等書に  
又此等書に又此等書に

一 弓に一丈一尺二寸とさすのけいし、今尺は古今尺は古  
のち、しきとにきうく一極り、一丈一尺とさす、弓は極  
書札、穀は時書とあり

一 弓、以一丈一尺二寸とさす、一丈二尺とさす、古系

一 海女の  
軍陣書

一 射場、三場なり、弓、長一丈一尺、一丈一尺とさす一丈一尺とさす、  
一丈一尺とさす、一丈一尺とさす、  
一丈一尺とさす

一 弓、一丈一尺とさす、一丈一尺とさす一丈一尺とさす、  
一丈一尺とさす一丈一尺とさす、  
一丈一尺とさす、  
一丈一尺とさす、  
一丈一尺とさす、

一 おのすは、以、三寸、にさす、一、六、陽教、を用、し、出、す、し、六

陰教、を用、し、陽教、ハ、三、五、七、九、之、陰教、ハ、二、四、六、八、十、之

又、古、に、一、丈、一、尺、と、さ、す、ハ、二、丈、四、尺、と、さ、す、ハ、陰教、ハ、

三、寸、か、又、一、分、三、分、七、分、の、計、以、て、さ、す、ハ、陽教、ハ、三、寸、

は、三、寸、と、さ、す、ハ、三、丈、五、尺、と、さ、す、ハ、陽教、ハ、三、寸、

又、二、分、四、分、七、分、の、計、以、て、さ、す、ハ、陰教、ハ、三、寸、

教、ハ、三、寸、と、さ、す、ハ、古、に、一、丈、一、尺、と、さ、す、ハ、三、寸、

一 酒、一、献、二、献、一、丈、二、寸、と、さ、す、酒、一、丈、と、さ、す、部、に、記、す、

一 弓の法、ハ、一、條、二、條、と、又、一、節、二、節、と、一、張、ハ、八、寸、と、

節用集一、節、ハ、一、寸、と、一、節、ハ、二、寸、と、一、節、ハ、三、寸、と、  
一、節、ハ、一、寸、と、一、節、ハ、二、寸、と、一、節、ハ、三、寸、と、  
一、節、ハ、一、寸、と、一、節、ハ、二、寸、と、一、節、ハ、三、寸、と、

一、節、ハ、一、寸、と、一、節、ハ、二、寸、と、一、節、ハ、三、寸、と、  
一、節、ハ、一、寸、と、一、節、ハ、二、寸、と、一、節、ハ、三、寸、と、  
一、節、ハ、一、寸、と、一、節、ハ、二、寸、と、一、節、ハ、三、寸、と、



詞訟の多し一尺二尺とひひりたりたり一尺八寸五分  
の玉指りかきりたり

一 巻物を二枚二枚と之 巻物新巻の巻  
本の枚数を 又一乃ホと云之

一 佛指を二合二合と之 合二合と之  
右乃糸伊勢

書札 大永五年の  
古書

一 多の巻をひひりたりたり 多の巻に限りたり

一 靴子の多し 靴子の多し

一 靴子を二枚二枚と之 靴子を二枚二枚と之

又靴子を二枚二枚と之

一 小袖二重と之 小袖の部にあり

一 扇 扇の部にあり

一 籠 籠の部にあり

一 腰又ハ幡燭の類 腰又ハ幡燭の類

一 杖 杖の部にあり

一 丁 丁の部にあり

一 字 字の部にあり

一 輿 輿の部にあり

一 人 人の部にあり

一 布 布の部にあり

一 布 布の部にあり



或る所の得るし

一 屏風（天竺に託す）の二枚のものは一冊の如く

みゆ一冊の如く（屏風）の二冊の如く日本記上具の

一冊の如く一冊の如く物の色紙一冊の如く

一冊の如く一冊の如く

*Faint bleed-through text from the reverse side of the page.*

海人藤原某の四言歌に「執柄家」の

中の如く「実をねはしり」大抵の如く

一 何の如くを殿の宮殿の殿を為すの如く

何の如く人辨かりたやまの如く何の如く

神美八悔言たよまの如く

何の如く柳の柳上さるる事

公方様等持院殿様を

色どし平人子柳成付する事

柳の如く

*Vertical notes on the left side of the page, including dates like '永言や早九月' and '軍義公の海人'.*

*Vertical notes on the right side of the page, including '富士の如く' and '心得ハ'.*

此記曰大書揚下中下下及の在れ右に系統を其後...  
所稱の中目よりして...  
るも有之棟の字考釈のやふく...  
能くも知分別き用善記に南方流状に足代

院殿標とらるく坐守持院殿とらるく在り事勿論

通會の中り... 院殿標とらるく坐守持院殿とらるく在り事勿論

右座方世分也形云去九人ヤトハ南代ハ伊親

所下ハ棟と書ヤ... 又ハ可在... 何を院殿と

左年記を七... 欲深源五... 執事棟の... 伊親

三旧記は公方標と有又形棟と何... 上る下る

此記は... 公方と計り... 伊親

右交備と怪なり... 伊親

和むる上るハ上も... 伊親

一 何寺何院何軒何後何叙... 云寺院軒後叙

な... 何殿の殿と同一... 何殿と云

付ざる... 上右の法之系... 中此... 殿文

家改付... 一... 日記... 寺殿... 護院殿

三 宝院殿... 相院殿... 何... 本式... 何... 何...

一 昔ハ... 祝儀の事... 病... 何... 病...

い... 何... 何... 何... 何...

何... 何... 何... 何... 何...

次礼... 何... 何... 何... 何...

東鑑卷三十一  
三嘉祿二年  
丙申正月十一日  
三平時俊後州  
何... 今日...  
何... 何...  
何... 何...  
何... 何...







中流之石矣各六上焉若此子云

一 弓射と中が能く弓矢射つしよなほほくハ幸の 的也此に

一 今附人の兄致しし伯父をさぢきんごさすし 何ふか

一 致ぢぢしし いふも致しし 男 いふも 是君

伯父君 いふも いふも いふも

一 父の いふも 昔乃人ハおやぢや人又おやぢや者 いふも 母

一 乃る致母トヤ いふも 兄トヤ人 いふも 今

一 今之世の人父の いふも 父ト いふも 人ト いふも

一 男 いふも いふも

一 伯父 いふも 伯父 いふも 伯父 いふも 伯母 いふも 伯母 いふも

又伯仲 いふも 伯父 いふも 伯母 いふも 伯父 いふも 伯母 いふも

伯父 いふも 伯母 いふも 伯父 いふも 伯母 いふも

伯父 いふも 伯母 いふも 伯父 いふも 伯母 いふも

伯父 いふも 伯母 いふも 伯父 いふも 伯母 いふも

一 難合 いふも 又 いふも 不合 いふも 於 いふも 伯父 いふも 伯母 いふも

一 伯父 いふも 伯母 いふも 伯父 いふも 伯母 いふも

一 伯父 いふも 伯母 いふも 伯父 いふも 伯母 いふも

一 伯父 いふも 伯母 いふも 伯父 いふも 伯母 いふも

一 伯父 いふも 伯母 いふも 伯父 いふも 伯母 いふも

一 伯父 いふも 伯母 いふも 伯父 いふも 伯母 いふも

一 強有りと見れば是れ六世多し多しあるまじき事

之類と云ふは何れも何れもその勢を致す

一 吾勿辨と見れば何れも吾物辨へ今時の詞はたいもな

いと多し同しん之おそき事かかんは何れに 無正躰上りて 同言意

一 比真と云ふは何れも 昔ヨリ此比ノ字ヲ用レ凡本ハ比ノ字ニハラス 比真と云ふは 比真と云ふは 比真と云ふは

古今著述一  
集事三三  
比真と云ふは  
比真と云ふは

一 尋常といふ詞見にいふも有り尋常と書く  
よは法縁と強之何る或は是れも是れかたは何れか  
の字を一人のめりて是れに之れは尋常と

之道を教ふて何物か尋常の道なりか

今時の人々の食むは

尋常といふ道に

尋常といふ道に

尋常といふ道に

尋常といふ道に

尋常といふ道に

尋常といふ道に

尋常といふ道に

尋常といふ道に

尋常といふ道に

一 有物ありき記し今人の知るまじし後よ知れし  
 一 放實と云詞ハ唐土の書より出たるもの史記魯世家  
 家ノ注放實故事之是者云此ハ左實といふ也  
 先王之道也云此ハ左實といふもの天子禹王  
 湯王文王ノ定免罪者一曰武王ノ定免罪者  
 一曰武王ノ定免罪者一曰武王ノ定免罪者  
 一曰武王ノ定免罪者一曰武王ノ定免罪者  
 一曰武王ノ定免罪者一曰武王ノ定免罪者

一 儀式なりし詞の書札の跡、云々  
 一 儀式なりし詞の書札の跡、云々  
 一 儀式なりし詞の書札の跡、云々  
 一 儀式なりし詞の書札の跡、云々  
 一 儀式なりし詞の書札の跡、云々  
 一 儀式なりし詞の書札の跡、云々  
 一 儀式なりし詞の書札の跡、云々

一 儀式なりし詞の書札の跡、云々  
 一 儀式なりし詞の書札の跡、云々  
 一 儀式なりし詞の書札の跡、云々  
 一 儀式なりし詞の書札の跡、云々  
 一 儀式なりし詞の書札の跡、云々  
 一 儀式なりし詞の書札の跡、云々  
 一 儀式なりし詞の書札の跡、云々

武の肩がしは四  
 年の肩がしは四  
 年の肩がしは四  
 年の肩がしは四

古書にぞみ  
この河あり  
頼の字を  
同じ河

若く又種るとは河田記の八つは河の尾をよきと云ふ

と云ふ同じ記久ききひびきき八つは河の尾をよきと云ふ

一 甲子辰にむねし川をり云河弓矢の部記也

一 乙未と云河古八つは河之今八つをさとてその多るぬ

くそふ袖 舟のり 料理 七三の船部 ちんちん 舟のり

ふとく 舟のり ちんちん 舟のり 又ひびききひびきき 舟のり

和式 舟のり 乙未と云河古八つは河之今八つをさとてその多るぬ

古今の世の河之昔八つ 他八つ

花びらと云河八人の衣袋 舟のり の舟 舟のり の舟 舟のり

太平記卷三  
三上本云云一  
段落の字を三十一  
の瓶をり

若く又種るとは河田記の八つは河の尾をよきと云ふ

乙未と云河古八つは河之今八つをさとてその多るぬ

くそふ袖 舟のり 料理 七三の船部 ちんちん 舟のり

ふとく 舟のり ちんちん 舟のり 又ひびききひびきき 舟のり

和式 舟のり 乙未と云河古八つは河之今八つをさとてその多るぬ

古今の世の河之昔八つ 他八つ

花びらと云河八人の衣袋 舟のり の舟 舟のり の舟 舟のり

若く又種るとは河田記の八つは河の尾をよきと云ふ

乙未と云河古八つは河之今八つをさとてその多るぬ

くそふ袖 舟のり 料理 七三の船部 ちんちん 舟のり

江戸の詞よふと云ふても云又也と云ふとも云ふとも云ふ  
一 江戸を坊々とする人の思ひ入料簡を得ると云ふも古今  
状の草文は抄巻状の書事と云ふ所は不可得也といふ  
文を何れは八向の奏者よん致すべく抄巻をなす事  
と云ふ事は意を指づくといふは意と云ふ作と云ふは  
何れも今時の美人の江戸は意と云ふ所の江戸は意ハ  
是之美人の江戸は古の江戸は意といひてと意といふ  
分方の江戸は意之作の美にを何れす

一人唐記よたつてあつた下りといふ事や有たか海と云ふ  
第用集田藏田似鹿射本也人猫鹿射香時此田藏田云々  
をけ者のるるたるも作有る一り又いふ方より河  
ナニ云又云死者曰藏田ト見エタリサレハ今更口ニ死人ト云々田ト云語ナリ

古今著聞集 此全篇見たり 卷八 好色ノ部

一人のよぶ時いろをあるものいふ事 今ハ何いとも又いふ  
と云ふた様といふ事 様果の相も大なるも大  
高冠者といふは何といふ事 是ハ事の殿の時代  
の江戸は意今に得ると云ふ又三後一様云々人云めす  
いふハ男ハといふ事 女ハをといふ事 又女の事  
草紙 草紙 人のいふハ上中下ハ女房三河の  
あやむね也 親主 傍輩  
あやむね也といふ事 江戸は意の江戸は意といふ事  
一 主人者人かよの私宅に出入りて其後其後其後

後漢魏の好色  
書にたりと云  
中  
相之女房の詞  
ハ人の言はく  
ハ男ハハハ  
女ハをいふ事  
ハ

一 此の字は下ノ  
尾字ノ余ス  
左ス

光尊と云ふは昔々家々人々  
 何れも光の字は  
 一 此の者又ハカ  
 一 或は  
 一 家々の  
 一 行る人  
 一 清の字ハ  
 一 清の字ハ

御ノ字ハ取ノ字ト同  
 馬ト自由自在ト  
 在に  
 今武家  
 上古の  
 一 此の者又ハカ  
 一 或は  
 一 家々の  
 一 行る人  
 一 清の字ハ  
 一 清の字ハ

同  
 考  
 考



一 文記シヤウとハ 他按シヤウの事也 昔の詞也

一 叙用ジヨウとハ 兼別ジヨウの事也 人の詞也 叙用と昔の詞也

一 陳府シヨフの處今とハ 中府とハ 魏子孫并記也

一 荷用とハ 人の事也 高仕死脈なる事也

一 系叙シヤウとハ 系上と云同 後後日に限る也 昔の詞也

一 記シヤウとハ 記と云同 記と云同 記と云同 記と云同

一 系同とハ 記と云同 記と云同 記と云同 記と云同

一 記と云同 記と云同 記と云同 記と云同

一 記と云同 記と云同 記と云同 記と云同

一 記と云同 記と云同 記と云同 記と云同

一 記と云同 記と云同 記と云同 記と云同

一 記と云同 記と云同 記と云同 記と云同

一 記と云同 記と云同 記と云同 記と云同

一 記と云同 記と云同 記と云同 記と云同

一 記と云同 記と云同 記と云同 記と云同

一 記と云同 記と云同 記と云同 記と云同

一 記と云同 記と云同 記と云同 記と云同

一 記と云同 記と云同 記と云同 記と云同

一 記と云同 記と云同 記と云同 記と云同

一 記と云同 記と云同 記と云同 記と云同

一 記と云同 記と云同 記と云同 記と云同

一 記と云同 記と云同 記と云同 記と云同

一 記と云同 記と云同 記と云同 記と云同

一 記と云同 記と云同 記と云同 記と云同

記

一 蘭の事也 古書に孔子と書る事也 又定家公の明

一 蘭の事也 古書に孔子と書る事也 又定家公の明

一 蘭の事也 古書に孔子と書る事也 又定家公の明

一 蘭の事也 古書に孔子と書る事也 又定家公の明

一 蘭の事也 古書に孔子と書る事也 又定家公の明

一 蘭の事也 古書に孔子と書る事也 又定家公の明

一 蘭の事也 古書に孔子と書る事也 又定家公の明

一 蘭の事也 古書に孔子と書る事也 又定家公の明

一 蘭の事也 古書に孔子と書る事也 又定家公の明

一 蘭の事也 古書に孔子と書る事也 又定家公の明

一 蘭の事也 古書に孔子と書る事也 又定家公の明

一 蘭の事也 古書に孔子と書る事也 又定家公の明

一 蘭の事也 古書に孔子と書る事也 又定家公の明

一 蘭の事也 古書に孔子と書る事也 又定家公の明

一 蘭の事也 古書に孔子と書る事也 又定家公の明

室所記系統川親元が政所引在に信生所  
取ノ系孔子下リ此時クシ取リヤウ陳  
年中行交ニヨリ



何と云いぬべいかも云いぬべし  
 其の古書に有り今も田舎に  
 有り可のやもキトイ五音通  
 是は江戸の人と田舎者の  
 一 おもむくは作何の異  
 何の異法之がや何と云  
 後の詞之今も田舎に  
 一 いばると云目もあやむ  
 此も云いぬべしと云非之  
 一 けりかると云詞古書に

一 真加を又おけを  
 一 申りて云ハ云りぞく  
 書之  
 一 其夜也  
 一 申心



るに漢之何するやもあふの徳をいひていふをせむ  
こゝにこそありあひしる哉

一 ありきたりおのしも其れ身のりて今にそのまゝふねと  
其れおのしつ河の徳をいふまゝにこそ同じ

一 四方まひを三振舞うと奉節と書人の身のまひま  
が成るに物に客人をたに食物に喰ふに成るまひ  
其れ徳をいふまゝにこそ同じ

一 けしと云は徳の二字あり但し徳をいふまひと云は  
此れと云は徳の二字をいふまゝにこそ同じ

徳をいふまゝにこそ同じ

一 徳あると云は侍と云は同じ貴人の徳をいふまゝにこそ同じ

一 又何の徳も徳あると云は中徳徳をいふまゝにこそ同じ

一 一人の徳をいふまゝにこそ同じ

一 徳あると云は侍と云は同じ

一 徳あると云は侍と云は同じ

一 徳あると云は侍と云は同じ

一 徳あると云は侍と云は同じ

何ん

一 志んがしと云ふ後と書する後世のしと云ふは

一 且ん秋と云ふは我は去る何事人の身以持

る之詞又云ふはと云ふは此の情也

一 志んがしと云ふはと云ふは幸同し侍候

一 魁弱と云ふは弱也魁弱は字本本ハ魁を

魁弱之字ナサレトモモト大後之弱ハヨハシと云ふ

病人はと云ふは魁弱の及人又魁弱の病は

人なると云ふは威勢はと云ふは魁弱の病は

一 志んがしと云ふは失礼の二字之 其れのみ又初年の

公家  
の  
志んがし  
と云ふは  
初年の  
志んがし

る或志んがしと云ふは失礼の二字之 不例と云ふは

又志んがしの志んがしと云ふは志んがしの志んがし

ろひの男也 三郎平は威勢はと云ふは志んがしの志んがし

一 愚なり人を云ふ麻呂と云ふは 近年の志んがし

志んがしの志んがしと云ふは 志んがしの志んがし

志んがしの志んがしと云ふは

一 志んがし 他志んがしと云ふは

和歌  
の  
志んがし  
と云ふは

初に志んがしと云ふは 志んがしの志んがし

志んがしの志んがしと云ふは 志んがしの志んがし

志んがし

男力の二字成ほどと云くは是又久保田くはと  
なきいふなり

一 所りくはと云くは熟の字成書之借の字成用は得之  
未熟なる念成入成法なりと云なり

一 國成孔子を書する例後名の部と記す

一 尾成と云くは字ノ音ニて口ト後成(意守)と云なり

一 訓ニて口ト後成(意守)と云なり  
之中字ハ鳴呼しも鳥年とも書之老字菴を記日蜀人  
見人物之可誇者則日嗚呼字彙鳥見異則噪故以為  
鳥呼歎所異也蓋書抄ニ熟字彙の口ト後成(意守)と云なり  
多し一以て之方に之なり時を意と部を以てし

一 昔の俗語は物の訛接のまじ支訛と云古書よ之なり  
なほと云くは漢書之人の渾渾ゆの時訛接をかくし何ん  
そ又人の詞成入るるなり出る詞古書に人の詞成入るるなり  
支訛と云くは訛成用

一 鹿をとりと云くは古代ハありすと云ひくは今昔  
付集字成拾遺物成なるを古きを物成よちりりり

そゆえ人々今世の女の詞よおあふと云くは是  
なり又原順が和名針放屁知名倍比流り何り是  
本の詞也

原ノ順ハ  
和ノ名也  
以テ曆年  
中ノ人ニ

陰莖をまると云ハ近世の俗語ハ何れ也古代

古事記卷之三保元二年四月廿三日

の名之古今著伊集 古事記後撰改述物語 玉莖の二字は  
出しく知名をいふもた半そ神の名に陰縁の二字を出  
しく俗に麻良佐と何れ物に順の時代もまゝと  
云く又今世にまゝのものに非之知名に  
陰縁の二字は俗に布之利と記し陰縁の名は  
俗に篇乃たり記し陰縁は今世にまゝの中  
の字のまゝに記しこれの名はまゝに記し  
るし古今お違乃り何れ

一人の安否改す河を安人ハ河橋路能くひひ  
ハは勇健といひ平次ハは勇健といひ等々  
固といひ事ハは事といひくし中下  
今も今もハは事といひくし今世の  
事といひ何者の事といひくし

一 入眼云河書古書に何れ物もハ成熟  
眼と云ハ画かハ物書より出る河人形を  
を画眼の中に瞳を点せしむる彩色  
眼中に瞳を点せしむる彩色  
今も今もハは事といひくし今世の

入眼是ホあるに流しや物あり成能きなり入眼

一 濫吹と云ふるに偽成りものなるあり善なるあり

一 香を噴くは香成づくとは是孝のあらはるるかど

と云ふはと云ふは河の河成物成毒がえの巻たきおき

不なくそは流くもちを流しひ流るるなり人の

心こころに念せぬつらやういふは噴かき合何事ありた最

け興何と多百あつる香成かどし人のいひれば

多あり

一 ときや河の河の河一は河成たりは河成

たまふたると云賜字又給字之よふ人なり成に

見たりすりや出のあふあどく六脚字

三三我思ふ思ひのりも思ひぬるあともさす何

是ハ奉ノ字之右三系とも思人をもやまひけり何い

詞おん又たぶおんいふあり思思の字五系あり右のどく

一 古書思ひまことえりあはるるまことえりあはるる

まことえりあはるるまことえりあはるる

詞おんまことえりあはるるまことえりあはるる

は對していふ思ふもあはるるまことえりあはるる

まことえりあはるるまことえりあはるる

一 古書に念ふは河の河成物成毒がえの巻

をる免自滿之意に示す

一 古書に計會ト云詞有り計を分ラフ之會ハアツ之語

ト世々ト一言に流合ハ耳ツル事也計ハいハ合セ

カクナル計會ト云和漢朗詠集の詩に今日不知誰計

會春風春ハ一時也

一 機始ト云今ニ云ハ機始ト云々文字ハ佛カ

出ラ之中河合經云預知機嫌又法華經方便品因緣

無感意亦機嫌也

*Faint bleed-through text from the reverse side of the page.*

り

人



